

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	23,556,312
(前年からの繰越額)	14,006,312
(本年の収入額)	9,550,000
支 出 総 額	1,780,504
翌年への繰越額	21,775,808

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,150,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	7,400,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	9,550,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	9,550,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	金成秀生	650,000	H25/7/26	福島県いわき市平仲間町21-2	医師		
2	堀越伸子	1,500,000	H25/7/1	東京都文京区目白台3-2-5	主婦		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附		0					
合計		2,150,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	関西二十一世紀・政経懇話会	2,000,000	H25/12/1	大阪市北区浪花町12-25ア イサワ工業(株)内	坂根信義	
2	日本医師連盟	1,000,000	H25/12/25	東京都文京区本駒込2-28- 16	横倉義武	
3	日本医師連盟	1,000,000	H25/8/15	東京都文京区本駒込2-28- 16	横倉義武	
4	有隣会	3,400,000	H25/7/31	東京都港区南青山5-9-12 -805	三谷正史	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	7,400,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	568,380	0	
(4) 事 務 所 費	817,757	0	
小 計	1,386,137	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	313,120	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	12,807	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	12,807	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	68,440	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	394,367	0	
合 計	1,780,504		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	新聞代	10,800	H25/2/1	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
2	文具代	17,461	H25/2/28	(株)メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14F	
3	新聞代	10,800	H25/2/28	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
4	文具代	11,000	H25/3/27	(有)竹山商店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内	
5	新聞代	10,800	H25/3/29	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
6	新聞代	10,800	H25/4/30	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
7	新聞代	10,800	H25/5/30	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
8	新聞代	12,190	H25/7/2	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
9	文具代	14,568	H25/7/2	(株)メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14F	
10	新聞代	10,800	H25/7/2	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
11	新聞代	10,800	H25/7/31	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
12	文具代	17,379	H25/8/27	(株)メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14F	
13	新聞代	10,800	H25/8/27	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
14	車検代	61,740	H25/9/27	東京トヨペット (株)	東京都港区芝浦4-8-3	
15	新聞代	10,800	H25/9/30	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
16	車検代	75,856	H25/11/1	東京トヨペット (株)	東京都港区芝浦4-8-3	
17	新聞代	10,800	H25/11/1	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
18	郵便代	23,920	H25/11/11	日本郵便 (株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	新聞代	10,250	H25/11/29	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
20	新聞代	10,800	H25/11/29	丸の内新聞事業協同組 合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
21	新聞代	10,250	H25/12/26	(株)全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
22	新聞代	10,800	H25/12/26	丸の内新聞事業協同組 合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
23						
	その他の支出	184,166				
	合 計	568,380				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	電話代	21,086	H25/1/4	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2KDD Iビル	
2	携帯代	34,003	H25/1/24	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
3	宅急便代	21,840	H25/1/29	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
4	電話代	21,804	H25/1/31	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2KDD Iビル	
5	携帯代	34,412	H25/1/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
6	携帯代	22,388	H25/2/28	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
7	携帯代	29,371	H25/3/29	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
8	電話代	10,297	H25/4/1	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2KDD Iビル	
9	携帯代	20,840	H25/4/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
10	携帯代	20,805	H25/5/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
11	電話代	10,654	H25/7/1	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2KDD Iビル	
12	携帯代	24,576	H25/7/2	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
13	宅急便代	13,230	H25/7/29	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
14	電話代	11,025	H25/7/31	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2KDD Iビル	
15	携帯代	27,374	H25/7/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
16	携帯代	36,997	H25/8/27	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
17	宅急便代	15,320	H25/8/30	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
18	電話代	23,067	H25/9/2	KDD I (株)	東京都新宿区西新宿2-3-2KDD Iビル	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	携帯代	37,216	H25/9/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
20	宅急便代	12,070	H25/9/30	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
21	携帯代	32,315	H25/11/1	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
22	携帯代	25,811	H25/11/29	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
23	宅急便代	12,580	H25/11/29	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
24	携帯代	18,711	H25/12/26	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
25	宅急便代	22,680	H25/12/27	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
26						
	その他の支出	257,285				
	合 計	817,757				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	花代	10,500	H25/1/31	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
2	花代	10,500	H25/3/29	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
3	花代	10,500	H25/4/30	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
4	花代	36,750	H25/5/30	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
5	花代	21,525	H25/7/2	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
6	花代	16,275	H25/7/31	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
7	花代	78,750	H25/9/30	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
8	花代	63,000	H25/9/30	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
9	花代	21,000	H25/11/29	(有) 国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	44,320				
	合 計	313,120				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		12,807				
合 計		12,807				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	資料代	12,600	H25/1/31	(株) おかやま財界	岡山県岡山市北区柳町2-1-1	
2	資料代	11,660	H25/3/5	自民党サービスセンター	東京都千代田区永田町1-11-23	
3	資料代	32,000	H25/3/12	(有) ハーベイロード・ジャパン/財部誠一事務所	東京都港区虎ノ門5-11-1-805	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	12,180				
	合 計	68,440				

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成²⁶年 5月 27日

政治団体の名称 東京逢友会

会計責任者の氏名

二嶋

宣人



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成26年 5月22日

東京逢友会

代表 坂根信義 殿

登録政治資金監査人 弁護士

中野比登志



登録番号

第3670号

研修終了年月日

平成22年 5月25日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という）第19条の13第1項の規定に基づき、東京逢友会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第12条1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、記録が大部であり、監査に時間を要すること等により、監査人の下記事務所において行った。

言已

東京都千代田区神田富山町19番地

丸屋ビル6階

中野法律事務所 TEL03-3525-8760 FAX03-3525-8665

UPIS
DIPLOMA



2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

東京逄友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、東京逄友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上